

JSAF Enoshima Olympic Week 2013

帆走指示書 (Sailing Instructions)

1. 規則

- 1.1 本競技会には、『セーリング競技規則 2013～2016』に定義された規則を適用する。
- 1.2 規則に矛盾がある場合には、帆走指示書を優先する。
- 1.3 本文と英文とが矛盾する場合には、英文を優先する。

2. 競技者への通告

通告は陸上本部に置かれる公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示書の変更は、それが発効する当日の第1レースの予告信号予定時刻の 60 分以上前に掲示されるものとする。
- 3.2 レース日程の変更は、それが発効する前日の 18:00 までに掲示される。

4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、クラブハウス2階テラス前に設置された掲揚ポールに掲揚される。
- 4.2 音響1声と共に掲揚されるD旗は「予告信号はD旗掲揚後、40分以降に発する。艇は、この信号が発せられるまで、ハーバーを離れてはならない。」ことを意味する。D旗が掲揚された場合でも、出艇が許可されないクラスには、当該クラス旗と回答旗を掲揚する。そのクラスの予告信号は、回答旗降下後40分以降に発する。
- 4.3 Y旗が音響1声と共に陸上で掲揚された場合、水上にいる間は常に、規則40を適用する。これは規則第4章前文を変更している。

5. レース日程

5.1 レース日程

9月20日(金)	13:00 ~ 16:00	登録受付 計測 470、Laser、Laser radial ,Laser4.7
9月21日(土)	7:50 ~ 9:00	登録受付 計測 470、Laser、Laser radial ,Laser4.7
	9:15	開会式、スキッパーズミーティング
	10:55	最初のレースのスタート予告信号予定時刻
	13:00 ~ 16:00	登録受付 計測 SNIPE
	17:00	ウェルカムパーティー
9月22日(日)	8:45	ブリーフィング
	10:00	最初のレースのスタート予告信号予定時刻
9月23日(月)	8:45	ブリーフィング
	10:00	最初のレースのスタート予告信号予定時刻
	16:00	閉会式 表彰式

5.2 レース数

本レガッタは、470、Laser radial ,Laser4.7 は9レース数、SNIPE 7レース数を予定し、1日実施するレース数は最大4レースとするが、各日のレース数はレース委員会の裁量によるものとする。

- 5.3 引き続き1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を掲揚する最低5分以前に音響1声とともにオレンジ色旗を掲揚する。
- 5.4 全クラス最終日は、14:00より後のスタート予告信号は発しない。

6. クラス旗

クラス	旗
470	470 旗
SNIPE	SNIPE 旗
Laser	Laser 旗
Laser Radial	Laser Radial 旗
Laser 4.7	Laser 4.7 旗

7. レースエリア

- 7.1 レースは、神奈川県藤沢市江の島湘南港(江の島ヨットハーバー)沖のA海面及びB1・B2・C海面で行われる。添付図1を参照のこと。

エリア1 470, SNIPE,A海面、またはC海面

エリア2 Laser, Laser Radial, Laser 4.7.....B1海面

- 7.2 天候その他の状況により、レースエリアの変更を行うことがある。

8. コース

- 8.1 添付図2の見取り図はレグ間の概ねの角度、通過するマークの順序およびそれぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 8.2 予告信号以前にレース委員会の信号艇に、選択されるコース及び、最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

9. マーク

- 9.1 マーク1、2、3及び、4はオレンジ色の円筒形パイとする。
- 9.2 スタート・マークとスタート・アウトサイド・マークはオレンジ色旗を掲げたレース・コミッティーボートとする。
- 9.3 フィニッシュ・マークはレース・コミッティーボートとし、フィニッシュ・アウトサイド・マークは細い黄色の円筒形パイとする。
- 9.4 指示 11 に規定する新しいマークは、エリア1は青色の円筒形パイとし、エリア2は黄色の三角形パイとする。

10. スタート

- 10.1 スタートは規則 26 を用いて予告信号をスタート信号の 5 分前として、スタートさせる。
- 10.2 スタート・ラインは、スターボードの端となるレース・コミッティー・シグナルボートの『オレンジ色旗』を掲げたポールまたはマストと、スタート・アウトサイド・マークの『オレンジ色旗』を掲げたポールの間とする。
- 10.3 他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇は、スタート・エリアを回避しなければならない。
- 10.4 スタート信号の 4 分以降にスタートする艇は、審問無しに DNS と記録される。この項は規則 A4 を変更している。
- 10.5 U 旗が準備信号として掲揚された場合には、スタート信号前の 1 分間に、艇体、乗員または装備の一部でも、スタート・ラインの両端と最初のマークとで作られた三角形の中にあってはならない。艇がこの規則に違反して、特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされる。ただし、レースが再スタートまたは再レース、またはスタート信号前に延期または中止された場合には、失格とされない。これは規則 26 を変更している。
- 10.6 ゼネラル・リコールの際、競技艇に知らせるためレース・コミッティー・シグナルボート以外のレース・コミッティーボートにも第一代表旗を掲げる場合がある。ただし、その場合、音響信号は発せられない。また、当該レース・コミッティーボートが行う第一代表旗の降下については、規則レース信号「予告信号は降下の 1 分後に発する。」の意味は持たないものとする。

11. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更する為に、レース委員会は、新しいマークを設置し、実行できれば直ぐに元のマークを撤去する。
その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12. 障害物の区域

次の区域が障害物として指定される。ダイビングスポット(A旗を掲げた和船周囲約 50m)

13. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインはレース・コミッティーボートのオレンジ色旗を掲揚しているポールとフィニッシュ・アウトサイド・マークとの間とする。

14. ペナルティー

- 14.1 規則 42 違反に対し付則 P を適用する。
- 14.2 指示 18 の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問無しに PTP と記録し、フィニッシュした順位の数に 3 を加えた得点（出艇の手続きに違反した場合はその日の最初のレース、帰着の手続きに違反した場合はその日の最後のレース）を与えることがある。ただし、失格とされた艇より悪い点を与えられることはない。これは規則 63.1 および A5 を変更している。
- 14.3 参加艇数とは、本大会に参加が認められた艇の数とする。

15. タイム・リミットと目標時間

- 15.1 タイム・リミットと目標時間は次の通りとする。

クラス	マーク1のタイム・リミット	目標時間
470, Laser	25 分	45 分
SNIPER, Laser Radial, Laser 4.7	30 分	50 分

- 15.2 マーク1のタイム・リミット内に 1 艇もマーク1を通過しなかった場合には、レースは中止する。目標時間通りとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは、規則 62.1(a)を変更している。
- 15.3 先頭艇が規則 28.1 に従いコースを帆走して、フィニッシュ後 **12分以内**にフィニッシュしない艇は、審問無しに DNF と記載される。この項は規則 35 と A4、A5 を変更している。

16. 抗議と救済要求

- 16.1 抗議書は、レガッタオフィスで入手できる。抗議は抗議締切時間内に提出しなければならない。
- 16.2 それぞれのクラスに対して、抗議締切時間はその日の最終レース終了後 60 分とする。これらの時刻は公式掲示板に掲示される。同じ抗議締切時刻をレース委員会、インターナショナルジュリーまたはプロテスト委員会による全ての抗議および救済要求に適用する。この項は規則 61.3 と 62.2 を変更している。
- 16.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に通告するために、抗議締切時刻後 30 分以内に通告書を掲示する。審問は 3 階のプロテスト・ルームに掲示した時刻に始められる。
- 16.4 レース委員会、インターナショナルジュリーまたはプロテスト委員会による抗議を規則 61.1(b)に基づき伝えるために公示する。
- 16.5 指示 14.1 に基づき規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、掲示される。
- 16.6 指示 4.3、14.2、18、19、20、22、24、及び 27 の違反は、艇による抗議あるいは救済の要求の根拠とはならない。この項は規則 60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーはインターナショナルジュリー及びプロテスト委員会が決めた場合には失格より軽減することができる。
- 16.7 レースを行う最終日では、審問の再開を要求する場合、次の時間内に提出されなければならない。
 - (a) 要求する当事者が前日に判決を通告された場合には抗議締切時間内。
 - (b) 要求する当事者がその当日に判決を通告された後 30 分以内。

この項は、規則 66 を変更している。

- 16.8 インターナショナルジュリーまたはプロテスト委員会の判決に対する救済要求は判決の掲示から 30 分以内でなければならない。これは規則 62.2 を変更している。
- 16.9 抗議の審問はオリンピッククラスはインターナショナルジュリーが、それ以外のクラスはプロテスト委員会が行うこととする。

17. 得点

- 17.1 シリーズの成立には 3 レースを完了する事が必要である。
- 17.2 (a) 5 レース未満しか完了しなかった場合、艇のシリーズの得点は、レース得点の合計とする。
(b) 5 レースから 7 レース完了した場合、艇のシリーズの得点は最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。
(c) 8 レース以上完了した場合、艇のシリーズの得点は最も悪い方から 2 つの得点を除外したレース得点の合計とする。

18. 安全規定

- 18.1 チェックアウトとチェックイン
(a) レースに参加しようとする艇長は、出艇前にレガッタオフィスにて「**出艇申告書**」にサインしなければならない。出艇申告はその日の最初のスタート予告信号予定時刻の 60 分以上前より受け付ける。帰着後、その日に再出艇する場合も同様に**出艇申告**をしなければならない。
(b) 帰着した艇の艇長は、帰着後直ちに、レガッタオフィスにて「**帰着申告書**」にサインしなければならない。(修理等による一時帰着は除く) 帰着申告書はその日の最終レース終了後 45 分間用意される。ただし、レース委員会の裁量により、この時間を延長することがある。
- 18.2 ペナルティー以外の理由でレースからリタイアした艇は、実行可能であればレースエリアを離れる前にレース・コミッティー・ボートに伝えること。

19. 乗員の交代と装備の交換

- 19.1 競技者の交代は[レース委員会]の書面による事前承認なしでは許可されない。
- 19.2 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会に行わなければならない。

20. 装備と計測のチェック

艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認する為、いつでも検査されることがある。

21. 識別

運営艇の標識は次の通りである。

レース・コミッティー・シグナルボート.....JSAF旗
レース・コミッティー・ボート.....神奈川県セーリング連盟ペナント
インターナショナルジュリー及びプロテスト・コミッティー・ボート.....白地に黒色で“JURY”の旗
プレスボート.....白地に赤色で“PRESS”の旗

22. 支援艇

- 22.1 艇の支援要員が支援艇を用いる場合は、出艇前にレース委員会に登録しなければならない。
- 22.2 支援艇は、レース・コミッティー・ボートの運行を妨げてはならない。また、指示 22.4 及び 22.5 に基づくレース委員会の要請がない限り、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュまたはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。
- 22.3 指示 22.2 に従わなかった場合、違反した者に関連するすべての艇に対しペナルティーが課せられることがある。
- 22.4 天候その他の事情により、レース委員会は支援艇に曳航の要請をする場合がある。
- 22.5 レース・コミッティー・シグナルボートまたはレース・コミッティー・ボートに赤十字旗が掲揚された場合、「すべての支援艇は、レースをしているエリアを含む全エリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない」ことを意味する。この場合、指示 22.2 は適用されない。
- 22.6 大会期間中に競技艇を支援する艇及び者が、規則 69 に違反した場合は、関連するすべての艇に対しペナルティーが課せられる。

23. ゴミの処分

ごみは支援艇または大会運営艇に渡してもよい。

24. 無線通信

緊急の場合を除き、艇はレース中無線送信も、すべての艇が利用できない無線通信の受信もしてはならない。またこの制限は、携帯電話にも適用する。

25. 賞

- 25.1 各クラス参加艇数に応じてメダルを授与する。
- 25.2 レーザークラス関東選手権大会 2013
1 位～3 位 トロフィーを授与する。

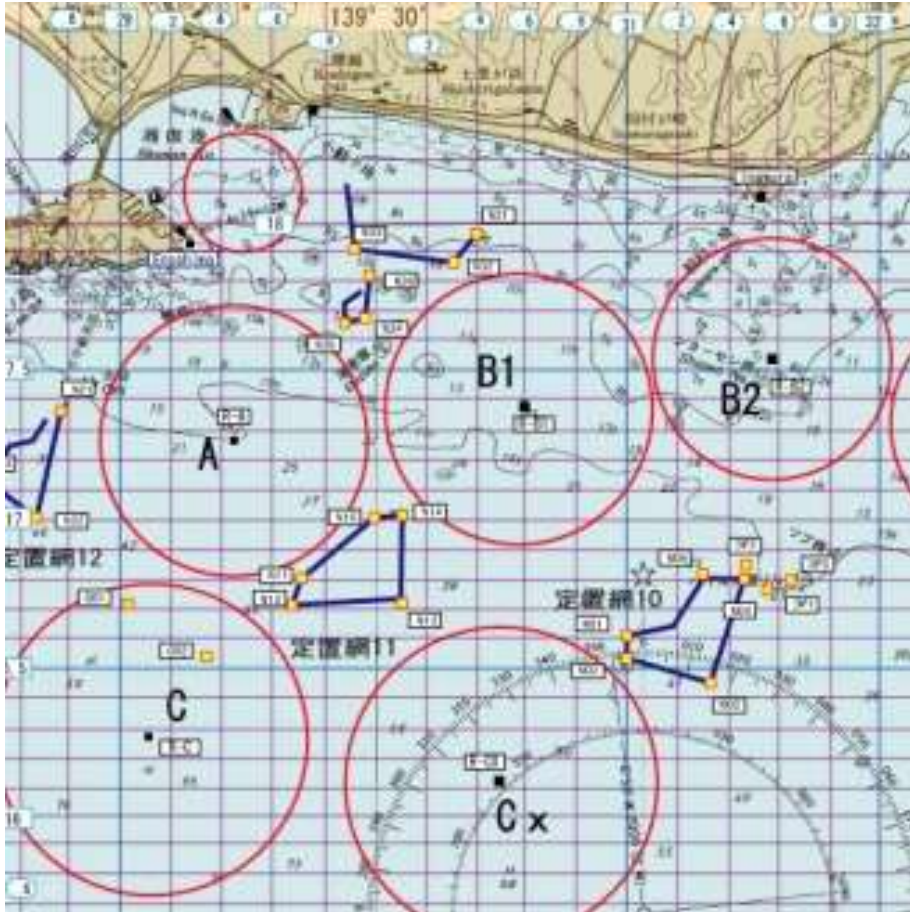
26. 責任の否認

競技者は、完全に自己のリスクでレガッタに参加している。規則 4『レースをすることの決定』参照。
主催団体及びこれに関わる全ての団体、役員その他全ての関係者は、競技者がレガッタ前、レガッタ中またはレガッタ後において受けた物的損傷または個人の負傷もしくは死亡に対して責任を否認する。

27. 保険

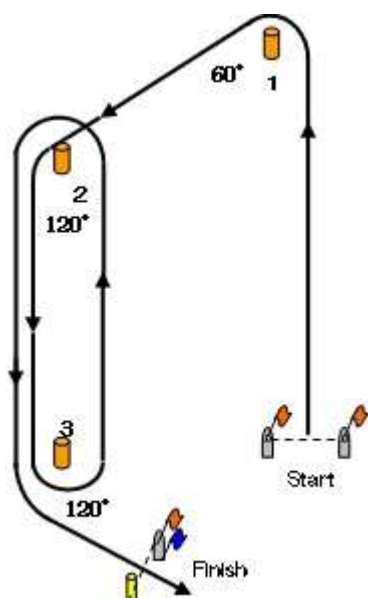
各参加者は、各自、傷害保険に加入し、有効な第三者賠償責任保険に加入していなければならない。

添付図1「レースエリア」

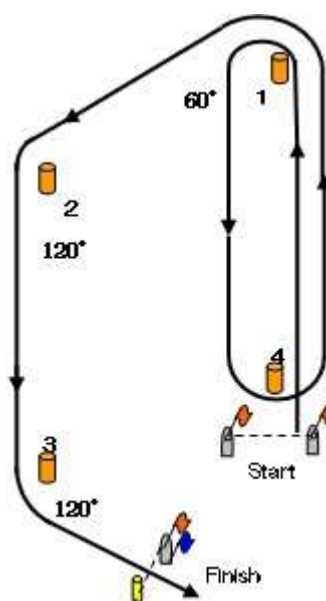


添付図2

コース1: Start -1-2-3- Finish
数字旗1



コース2 : Start -1-4-1-2-3- Finish
数字旗2



コース3: Start -1-2-3- Finish
数字旗3

